

補助金の交付申請手続について（事業者向け）

|     |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q 1 | 支払った利子額について、いつの時点で申請すればよいのか。                                                                                                                                                                                                                                  |
| A 1 | 令和2年分に支払った利子額を、令和3年2月末日までに申請してください。                                                                                                                                                                                                                           |
| Q 2 | 繰上返済は可能か。その場合、利子補給の対象となるか。                                                                                                                                                                                                                                    |
| A 2 | 繰上返済（又は借換）された場合であっても、補助対象期間にお支払いいただいた利子額については補助対象となります。繰上返済の手続き等については、ご利用された金融機関にお問い合わせください。                                                                                                                                                                  |
| Q 3 | 県貸付実行日以降に、法人の名称を変更した。（又は法人成りした。）<br>申請者氏名（又は法人名）は新名称を記載すればよいのか。                                                                                                                                                                                               |
| A 3 | 法人の名称を変更した場合、申請者氏名（又は法人名）は新名称を記載し、履歴事項全部証明書の写し等を確認書類として添付してください。<br>（法人成りの場合は、履歴事項全部証明書の写し+変更保証書の写し+債務引受契約書の写し）<br>※会社の合併や分割を行う場合は、事前に商業金融課までお問い合わせください。<br>※二つ以上の法人格が合併等により1つの法人となった場合、1つの法人として取り扱いさせていただくこととなり、合併前の各法人が借り受けた対象貸付の合計額8,000万円までが利子補給の対象となります。 |
| Q 4 | 金融機関が発行した償還（返済）予定表の写しは、契約当初に発行された返済計画表のことか。                                                                                                                                                                                                                   |
| A 4 | 県貸付実行時に金融機関から発行された返済予定表のことです。<br>利用された金融機関により名称が異なる場合があります。                                                                                                                                                                                                   |
| Q 5 | 県貸付を、2回申込み貸付実行している場合、申請書は2通必要か。                                                                                                                                                                                                                               |
| A 5 | 1事業者、1通でよいです。（※市外の住所の事業者における事前申請書も同様）<br>県貸付を2回以上受けている場合も、振込口座は1口座しか指定できません。                                                                                                                                                                                  |
| Q 6 | 申請書の様式は郵送で送られてくるのか。                                                                                                                                                                                                                                           |
| A 6 | 対象の方へは、市から郵送します。なお、市内で事業を営んでいるものの、保証協会への届出住所が市外の住所の事業者は、令和2年12月まで事前に対象登録の確認・受付を行い、郵送先に追加します。                                                                                                                                                                  |

|      |                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q 7  | 申請期限は2月28日だが、郵便は当日消印有効か。                                                                                                                                                   |
| A 7  | 2月28日当日消印有効とします。                                                                                                                                                           |
| Q 8  | 申請期限を過ぎてしまった場合、遡って請求可能か。                                                                                                                                                   |
| A 8  | 申請期限を過ぎたものは受け付けしません。申請期限にご注意ください。                                                                                                                                          |
| Q 9  | 事前申請書により熊本市の利子補給で追加的な対象者となる場合、他の市町村の利子補給と併用して申請できるのか。                                                                                                                      |
| A 9  | 熊本市と他市町村の利子補給を併用して申請できません。どちらか選択して申請してください。                                                                                                                                |
| Q 10 | 金融円滑化特別資金の残高を、再度に金融円滑化特別資金で借換した場合において、要綱に記載されている「既往債務返済額における熊本県金融円滑化特別資金にかかる既往債務返済額が確認できる書類」とは、具体的には何を指すのか。                                                                |
| A 10 | 「金融円滑化特別資金から金融円滑化特別資金に借換した場合の証明書」を提出してください。なお、 <u>利子補給の対象融資制度の残高を対象融資制度で借換した場合の利子補給の算定特例は、1回借換を行った貸付に限り可能であり、2回以上借換を行った貸付は算定特例は適用できません。</u> （複数回の借換により、利子補給対象外となる場合があります。） |
| Q 11 | 融資を受けた後に、住所の変更がありました。申請書類の住所等は変更前と後、どちらを記入すればよいのか。                                                                                                                         |
| A 11 | 申請書類には、申請時点（変更後）の情報をご記入ください。住所の他、法人名や代表者等に変更がある場合も同様です。なお、申請書類提出後に変更があった場合については、変更の事実がわかる書類等の追加の提出が必要となりますので、ご連絡ください。                                                      |

補助金の交付申請手続について（金融機関向け）

|      |                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q b1 | 利子補給の対象は、毎年1月1日から12月31日までに支払った約定利子となっているが、利子の取扱いが前取の場合に12月分に翌年1月分利子まで支払実績となるが、計算に含めて構わないのか。 |
| A b1 | 毎年1月1日から12月31日までに支払いがあった約定利子を対象としており、前取や後取を問わず、期間中の金融機関における受取利子額の合計を、市の依頼に応じて集計してください。      |
| Q b2 | 金融機関における受取利子証明書発行については、本店および代表者名で発行しなければならないのか。                                             |
| A b2 | 支店および支店長名で上記証明書を作成いただいて構いません。                                                               |
| Q b3 | 金融円滑化特別資金から金融円滑化特別資金に借換した場合の証明書については、本店および代表者名で発行しなければならないのか。                               |
| A b3 | 支店および支店長名で上記証明書を作成いただいて構いません。                                                               |